

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

令和2年度予備費予算額 2,490億円

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者に対して、その影響を緩和して、事業の継続を支援するために一時支援金を給付します。

成果目標

- 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛による影響が大きい中堅・中小事業者の事業の継続を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

- 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が大きく減少した中堅・中小事業者に対し、法人60万円、個人事業者等30万円を上限に、現金を給付します。

給付対象者：

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、本年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年比（または対前々年比）で50%以上減少している者

給付額：

法人は、60万円以内、
個人事業者等は、30万円以内の額を支給

※算出方法

前年（または前々年）1月から3月の事業収入
－（前年（または前々年）同月比▲50%以上の月の事業収入×3）